

COVID-19 特別定額給付金

高齢者・障害者虐待事案や成年後見人等選任事案の申請について

2020年5月5日

日弁連 高齢者・障害者権利支援センター
委員・幹事 各位

日弁連高齢者・障害者権利支援センター
センター長 弁護士 青木佳史
Tel06-6633-7621 FAX06-6633-0494

K3802@skyblue.ocn.ne.jp

新型コロナ対策である特別定額給付金について、虐待対応及び第三者後見人選任事案について、世帯主ではなく本人への直接受給のための手立てを要請してきましたが、このたび、総務省より、添付のとおり、5月1日付の事務連絡及び同月2日付のQ & Aが発出されました。

これにより、

- ① 住民票を残したまま、親族からの暴力その他の虐待により自宅から避難をしている方々が広く給付金を受け取れることになりました。
- ② 成年後見人等が選任されている場合には、代理申請・受給をすることが可能なほか、すでに市町村が後見人等に関係文書を送付することになっている場合には、給付金の申請書も成年後見人等に送付するよう積極的対応をとることが要請されました。

各単位会にご周知いただき、該当する事案のある会員には、速やかに居住自治体と連携し、給付金の申請を行っていただけるようお願いしたいと思います。

また、各単位会で連携している自治体の高齢者・障害者虐待担当課や地域包括支援センター等に情報提供いただき、被虐待者の適切な支援に繋がるよう助言をお願いいたします。

なお、各自治体担当者には本事務連絡等が未だ周知されていない場合もありますので、本事務連絡等を情報提供する等して対応をお願いしてください。

※「親族からの暴力を受けて自宅から避難している場合」の手続は以下のとおりです。

1 対象となる方々（申出人）

「親族からの暴力や性暴力被害、貧困その他の理由により避難をしている事例」

すなわち様々な事情により親族から「身体的、精神的、経済的虐待」を受け、自宅に住民票を残したまま避難生活を送っている方々

2 取扱い

①本人（及び同伴者）による申出

②代理人として、成年後見人・代理権を付与されている保佐人、補助人の申請により給付金を「本人」が直接受け取れます。

3 手続

申出人本人が受け取れるための要件・手続は次のとおり。

① 地方公共団体の判断により、福祉事務所または市町村における担当部署（行政機関と連携して被害者支援業務を行っている民間支援団体を含む）から、被害を受けて避難している旨の「確認書」（配偶者の暴力による避難の場合と同じ書式を活用）を発行してもらう。

②「確認書」を添付して、当該本人（後見人等による代理申請可）により、居住市町村に特別定額給付金の申請を行い、給付金を受領する。

③後見人等が申請する場合は、登記事項証明書を添付する。

4 その他注意点

事前申出期間が経過し、住民票所在の自治体への申出時にはすでに住民票上の世帯主が受け取ってしまっても、上記の手続を行うことにより、本人が定額給付金を受けとれます。その世帯主には、事前同意に基づき、当該自治体から返還を求めることになっています。

なお、DV被害、その他広く親族からの暴力、性被害、貧困その他の理由が複合的に重なり「避難」をしている事例について、同様の方法で救済されますので、各担当弁護士は、取扱事案について、依頼者のために格段の配慮と申請の支援をお願い致します。